労働者協同組合法案の理念になぜ注目するのか その「現実性」がもつ可能性への期待と課題

前田 恭宏(社会民主党政策審議会事務局)

はじめに

社民主義のいまの時代に問いかけられる理 念とは、何であるべきか―。

気が重いテーマです。理屈ではなく、実利 を尊ぶ習性が染みつく筆者としては、働く者 の意思と意欲が最大限いかされる社会の実現。 この成果による、勝ち抜きの論理に貫かれる 市場原理の制御をという、イメージになるで しょうか。少なくともこの構えがあれば、労 働者が資本の従属物になることからは免れる はずだと考えるのです。

ここまでは、頭の体操ということで、まだ 楽しみの時間ではあります。ところが、「どう 実現するか」という具体化の段になると、途 端につまずくことになります。この嘆息から、 やっと解放されたのが昨年三月でした。「じゃ あ、なぜ悩みから抜け出せたのか」。始めにタ ネ明かしをするべきかもしれませんが、本稿 が興ざめになりかねないおそれもあることか ら、後回しにします。

ただし、多様性に代表される成熟社会が進 めば進むほど、絵空事ではない、「現実性」こ そが試されざるをえない。このことだけは確 かといえます。

1 労りのない施策の"爪痕"

景気回復に向けた"兆し"がうかがえる各

種経済指標が出揃いつつあります。一方で、 私たちの生活レベルからみれば、そのような 実感を持ちえないのも事実です。

にもかかわらず、小渕内閣以降の連立政権 は、リストラの全面的な支援策としての産業 再生法の制定に象徴される、大企業向け「大 甘の助成策 | を連発してきました。背景には、 国際大競争時代を生き残るためにも規制緩和 の徹底は不可欠であり、またそれゆえの「淘 汰の原理」に対する"あまりに善意な信奉" が透けて見えます。剥き出しの市場原理は、 一人ひとりをばらばらにし、地域社会の解体 すら引き起こすことになりかねない「落し穴」 (高い代償)が待っているにもかかわらずです。

このような死滅したはずの「資本の教義」 の横行を許すほど、私たちは"ヤワではない" はずです。そのためにも、働く側の鮮明な対 抗軸が必要となります。筆者の目的意識は行 きつ戻りつするのですが、最終的には人と人 とのきずなを大切にするコミュニティの再生 へと収斂していきました。それは、市場の拡 大によって穴のあいた家族・地域社会をみん なで支え合いながら、人々の手が届く自己実 現の「場」として創りあげて行くことを指し ます。また、黙々と働く労働者や社会的弱者 の皆さんに届く、"国民総ぐるみ"の「生活再 建型 | 経済政策としての役割もあわせ持つと 考えたのです。

2 出番待つ市民主体の福祉社会

我流の定義ですが、社会保障とは、国民一人ひとりの自助努力だけでは克服できない生活の不安を、政府と国民が協力し合い、解決していく機能である――と考えます。

とりわけ政府には、国民の生活不安を解消 する政策の総動員が求められています。

暮らしの場・生活者に視点を移すならば、 社会保険等の金銭的な相互補助だけではなく、 市民参加を基軸に置く、直接的なサービスの 相互扶助システムも取り入れていくことが大 切になります。政府は市民の主体性が発揮で きる制度の整備に本腰を入れなくてはなりま せん(優遇税制、融資、教育訓練援助など)。

論を進めるなら、21世紀のあるべき社会保障制度の確立には、「新しいニーズに対応できる手厚い支援」と、「無駄の生じない効率的なサービス提供システムの構築」こそが、最優先の課題になるということです。

前者については、少子高齢化、核家族化、 女性の社会進出という社会構造の変化によっ て緊急度が高まる高齢者介護や育児・障害者 ケアなど、広範な分野の社会サービスを対象 とし、必要な人なら誰でも受給できる「普遍 主義」に根ざす支援の提供がめざされなくて はなりません。

いま一つの柱である「無駄のない効率的な

システムづくり」には、市民参加の活用と選択の自由の機能化が不可欠の要素となります。現行制度は、資金の徴収、管理・運営、(相談活動を含めた)サービスの提供等に至るまで、公共部門の深い関与を前提にしています。しかし、この硬直化がもたらす弊害は誰の目にも明らかです。適切な資源配分を促していく観点からも、協同労働組織やNPOなどとの有効な連結を図ることは、時代の要請でもあるはずです。

以上の方向性に基づく社会保障においては、公共部門が新たなニーズを積極的に発掘し、資源を調達する一方(「公助」)、サービス提供の段階では、協同労働組織・NPO等が大きな役割を果たすなど(「共助」)、無駄のない利用者本位のサービス網が整うことになります。その上で、市民がサービス水準の決定を権を入れたで、受益者の公平かつ意味での、受益者の公平かつ意味での、受益者の公平がつ適時に直見、が図られるならば、「公共部門となり、「協同組織・NPO」(民間事業者の参入な規範である持続可能な社会保障システムを確立できるはずです。

「公」が独占的な地位を占める福祉国家 (旧来の「大きな政府」論)ではなく、「公」 も含む種々の社会構成体が参画し、役割分担 する「大きな社会」=「ネットワーク型」福 祉社会像こそが、望まれているということな のです。

3「目からウロコ」の労協運動

目的に近づく手段がないための閉塞感から、 筆者がなぜ脱することができたのか、タネ明 かしをしたいと思います。

日本労働者協同組合連合会(以下、労協連)の取り組みを知ったからに他なりません。 既述の内容からも、この言が"ほめ殺し"でないことは理解して頂けると思います。めざ す方向性がここまで似ているとは、最初は信 じられないくらいでした。おまけに、わが国 のおかれている現状から決して遊離すること なく、社民主義のとるべき手段を「具体化」 の面から、見事に再整理してくれているでは ありませんか。

自立した地域づくり、地域に密着した仕事 起こしを支援できる「協同労働」の枠組み、 すなわち、市民自身が担う福祉、雇用関係の ない働き方としての協同労働(一人ひとりが 労働者であり、経営者であること)、多様なネ ットワークによる地域経営を"三位一体"と し、働きがいのある仕事と、人びとの結び付 きのための「仕組みづくり」を目的とする 「新しい協同組合法」制定という、道筋すら明 らかになっていたのです。

それは、ただ食い扶持を与えればよいとす る発想の対極にあります。「協同労働による仕 事起こし」を通じた、自らの占めるべき位 置・責任が明確になることほど、勤労の意欲 を前向きにさせるものもないでしょう。

なす術もなく指をくわえたままでは、市場 原理優先の体制が行きつかざるをえない「集 中と排除」に食い荒らされ、疲弊した社会が 残るだけです。この"資本(主義)の業病" を治療するために、私たちが現実的に持ちう る処方箋とは、自らが主体となり地域の資源 を活かす(つながり、それぞれが持つ技術・ ノウハウなど)→コミュニティの再生を通じ た雇用創出→その成果の結び合わせ(共有)、 という回路を築きうる「協同労働による仕事 起こし」にしか見出せない――。

筆者の無能力からくる底の浅い認識、満足 感にすぎないのでしょうか。

そうではないはずです。政策的支援がない にもかかわらず、労協運動は、ここまでの広 がりと、行政側も振り向かざるを得ない影響 力を持ちえてきたという事実があります。

核心は、優れた現実性にあります。夢だけ

では食えない。しかし、食うだけでは満たさ れない。この隘路を開く"触媒となりえた" 希有の例が労協連ではないでしょうか。現状 をまず労働者に引き寄せる、その第一歩を踏 み出すことの重要性がここには明らかです。

残るは、EU等に一般的な協同労働組織に関 る助成策を、如何に引き出すことができるか です。焦点は労協連の悲願でもある「協同労 働に基づく市民事業の協同組合法」の制定。 ただし、政治や行政は元来臆病なものです。 先駆者だけが体得しうるしたたかな柔軟さに よって、それこそ"真綿で包むように"説得 を繰り返し、共鳴の輪を大きくする以外にあ りません。細心と謙虚さを見失わない限り、 労協連が積み上げてきた実績は、何ものにも 代え難い力を発揮し、"そこにある"扉は開か れると筆者は楽観します。

最後に労協連への注文を。

第一に、あくまで労働集約型へのこだわり を――ということです。

労協運動の最大の目的の一つは、人のつなが りを基本とするコミュニティの再生、つまりは、 地域興しと雇用創出は不可分の両論です。「労 働力の量的確保 | なくしてはありえないのです から、自らの立脚点を貫徹してください。

第二に、「質の優先」を堅持し、価格競争に深 入りしない超然たる姿勢を―ということです。

心が届くサービスを提供するには、不断の スキル・アップ(技能向上など)が欠かせま せん。端的にいえば、徹底した教育訓練を継 続するために必要な剰余金確保を、予めの前 提とした価格設定のあり方を追求してくださ 120

選ばれし者(開拓者)のみが味わえる"恍 惚と不安"を否定することはありません。要 は、自らを律するプロフェッショナルとして の覚悟があればいいのです。

生成発展する労協運動に、定められたゴー ルはないのですから。